

# 令和5年度文部科学省

## 諸外国におけるインターナショナル スクールの位置づけに関する調査

# ① 市場動向

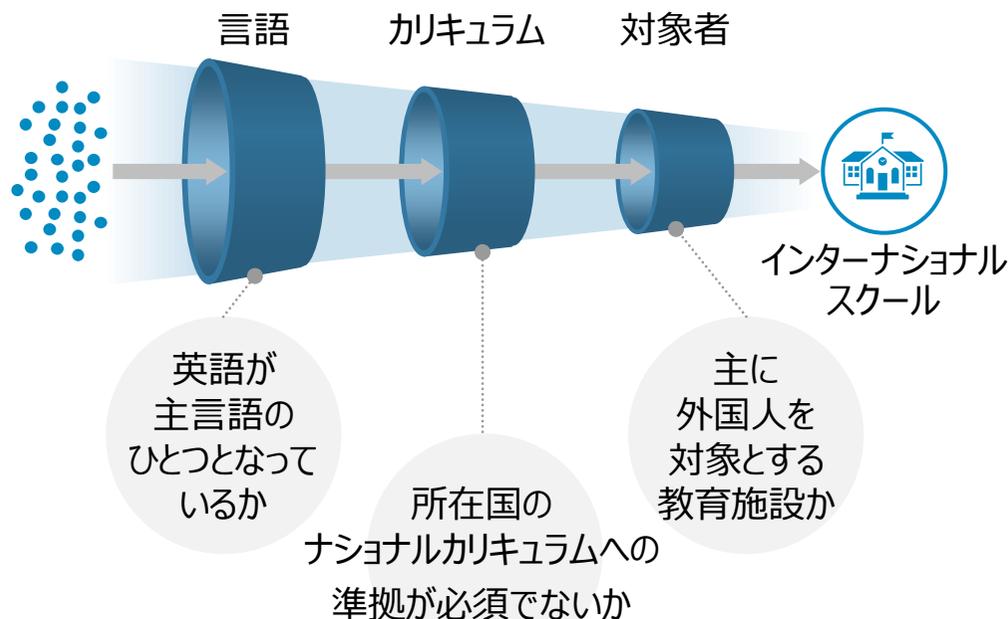
全世界のインターナショナルスクール（以下、「インター」という。）の数及び通学者数は、この10年で1.5倍に増加した<sup>1)</sup>。背景には、世界的な外国人労働者の増加に伴う外国人からの需要及び国際教育熱の高まりに伴う自国民需要の2つがあり、いずれも経済成長が著しいアジア地域で顕著である。

さらに、高度外国人材が、赴任先の選択にあたり子弟の教育水準を重視する傾向にあることを受け、特にアジア地域では、高度外国人材誘致を目的として各国政府が良質なインターの誘致を推進しており、誘致競争も激化している。

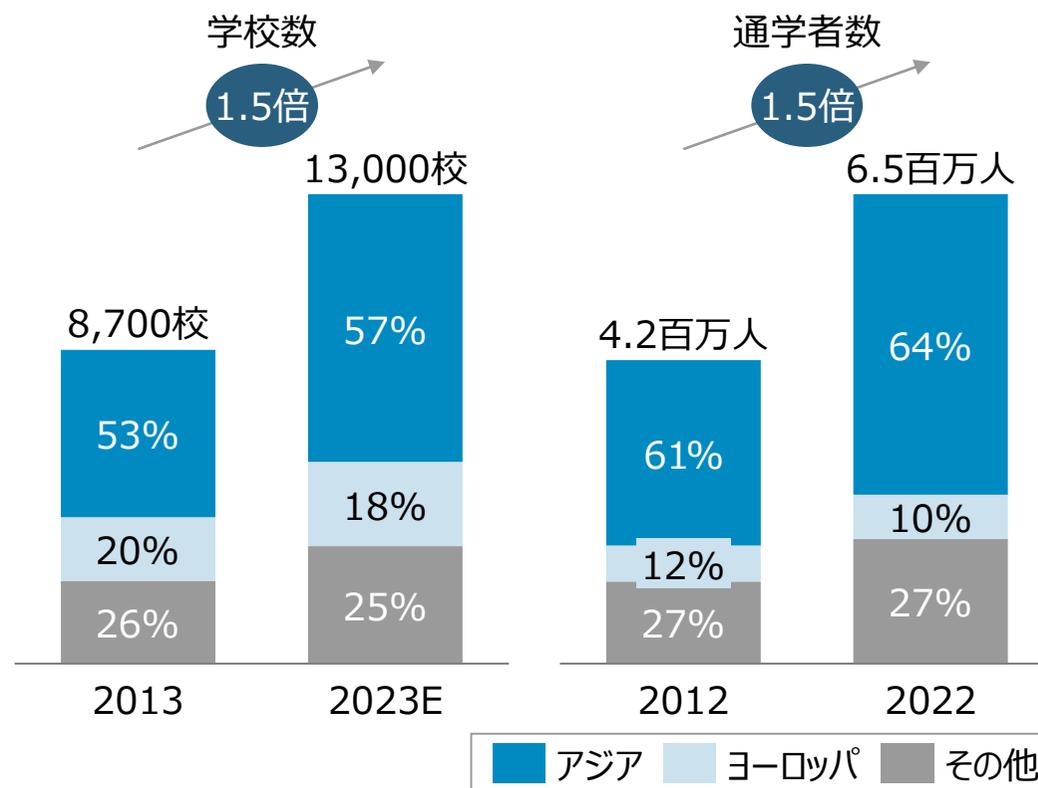
また、この数年のトレンドとして、外国人労働者の多様化が進んだことを受け、従来の欧米系以外の人種や宗教等のニーズに応えるインターも登場し、注目されている。

## 本調査におけるインターの定義

英語を主言語のひとつとする、所在国のナショナルカリキュラムへの準拠が必須でない、主に外国人向けの教育施設を「インターナショナルスクール」と定義。



## 全世界のインターの数及び通学者数



1. Source: ISC International School Market Research(2023, 児童・生徒数は2012年→2022年、校数は2013年→2023年予測)

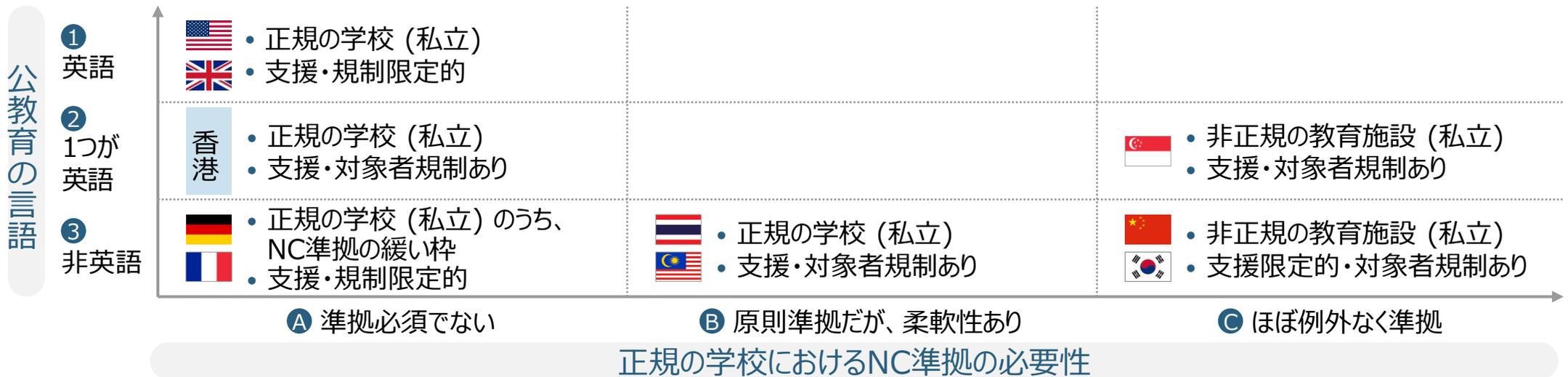
本エビデンスにおけるインターナショナルスクールの定義: ①英語が公用語でない国において、3歳から18歳までの子供の一部または全部に英語によるカリキュラムを提供する私立学校。  
②英語が公用語のひとつである国において、所在国のナショナルカリキュラム以外の英語によるカリキュラムを提供する私立学校。

## ② 各国・地域における外国人児童生徒を取り巻く教育環境

外国人児童生徒を取り巻く教育環境、なかでもインターの位置付けは、各国・地域<sup>1)</sup>の教育制度によって大きく異なり、「自国民の就学義務を果たすための学校（正規の学校）におけるナショナルカリキュラム（以下、「NC」という。）への準拠の要否」と「公教育の主言語が英語か否か」の2点により以下6パターンに分類できる。

- A** 正規の学校が、必ずしもNCに準拠しなくてもよい国・地域では、インターも正規の学校の一部として位置付けられる。
  - ① 英・米：公教育が英語で行われ、通常の学校とインターの差異が小さく、自国民、外国人ともに就学可能である。
  - ② 香港：基本的に旧宗主国である英国と同様だが、近年は中国の影響も大きく、通学者の自国民比率に上限がある。
  - ③ 独・仏：公教育の言語が非英語のため英語教育に対するニーズがあり、NC準拠不要な枠組みにインターが位置付けられている。
- B** タイ・マレーシアは、NC準拠を原則としつつも、一定の柔軟性も持っており、部分的にNC準拠（言語・文化の履修）すれば、自国民も就学可能な学校として、インターを位置付けている。自国民のインター通学を認めることで、自国民の国際教育需要に対応している側面もある。
- C** 正規の学校においてほぼ例外なくNC準拠が必要な国は、インターを正規の学校とは明確に分離している。
  - ② シンガポール：NCに準拠した公立学校のみが正規の学校とされており、インターはこれには該当しない。ただし、高度外国人材誘致の観点から、インターを外国人のための学校として公的に認めており、用地提供等の支援を実施。
  - ③ 中・韓：自国民が通う学校は、NCへの準拠が必須で、自国民がインターに通うことを禁止。現状は、インターにする支援も弱い。

凡例：インターの位置づけ政府支援・規制の程度



1. 本調査では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、中国、韓国の10ヶ国・地域を対象とした。

Source: 各国政府HP等を踏まえBCG作成

# (参考)各国・地域の教育制度と外国人児童生徒を取り巻く教育環境の概要

		香港					
前提となる各国・地域の教育制度							
公教育の言語(英語か)	○	△ 言語のひとつが英語	×	×	×	△ 言語のひとつが英語	×
正規の学校での教育内容 (どの程度NCに準拠が必要か)	準拠必須でない	準拠必須でない	準拠必須でない	柔軟性あり	柔軟性あり	ほぼ例外なく準拠	ほぼ例外なく準拠
外国人児童生徒を取り巻く教育環境							
就学義務はあるか	○	×	○	○	×	×	×
現地校への通学は可能か	○	○	○	○	○	○	○
インターの法的位置付け	正規の学校 (私立)	正規の学校 (私立)	正規の学校 (私立) NC準拠の弱い枠	正規の学校 (私立) 特別枠	正規の学校 (私立) 特別枠	非正規の 教育施設	非正規の 教育施設
政府によるインターへの規制							
教育内容に係る規制はあるか	—	—	—	自国民は言語、 外国人は 文化が必修	自国民は、 言語・歴史・ 道徳が必修	—	—
自国民の通学に係る規制はあるか	—	定員の 30%まで可	—	—	—	通学不可	通学不可
政府によるインターへの特別な支援	—	用地提供 等	—	税制優遇 等	税制優遇 等	用地提供 等	—
上級学校への入学資格 (正規の学校の卒業者と差異はあるか)	—	大学に 判断を一任	—	—	—	大学に 判断を一任	条件を満たさない 場合、 卒業認定試験 合格が必要



[bcg.com](http://bcg.com)